

# 令和5年度予算概算決定等の概要 (水産基盤整備関係事業)

令和5年3月  
水産庁

# 令和5年度水産基盤整備事業概算決定等について

## ○ 令和5年度予算案及び令和4年度第2次補正予算のポイント

・ 水産基盤整備事業(公共) :	<u>72,906</u> 百万円(対前年比100.3%)	
・ 令和4年度第2次補正予算 :	<u>27,000</u> 百万円	
うち、防災・減災対策 ※ :	23,000百万円	〔 ※「防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策」に係る予算 〕
うち、TPP等関連対策 :	4,000百万円	

(参考)関連対策(非公共事業)として、以下を確保。

・「漁港機能増進事業」	令和5年度概算決定	600百万円
・「水産業競争力強化漁港機能増進事業」	令和4年度第2次補正予算	1,000百万円

## ○ 重点課題

新たな漁港漁場整備長期計画(令和4年度～令和8年度、令和4年3月閣議決定)に基づき、以下の対策を重点的に推進。

- (1)水産業の成長産業化に向けた拠点機能強化対策
  - ・ 水産物の輸出拡大等に向けた拠点漁港等の流通機能強化
  - ・ 養殖生産拠点の整備
- (2)持続可能な漁業生産体制の確保対策
  - ・ 環境変化に対応した漁場整備や藻場・干潟の保全等による漁場生産力の強化
  - ・ 漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化、長寿命化対策
- (3)漁村の活性化と漁港利用促進対策
  - ・ 漁村インフラの整備と漁港利用促進のための環境整備

# 令和5年度概算決定 水産基盤整備事業の概要①

## (1) 水産業の成長産業化に向けた拠点機能強化対策

### 【課題と対応】

#### 流通拠点漁港の機能強化

- ・国内水産物市場の縮小と水産物への世界的な需要の高まり
- ・漁業の構造改革の取組等に伴う沖合・遠洋漁船の大型化の進展
- ・零細な産地市場での魚価の低迷・流通コストの増大
- ・産地市場等の集出荷機能や製氷施設等の準備機能等の再編・集約
- ・陸揚げから出荷までの一貫した高度な衛生管理に対応した岸壁、荷さばき所等の整備
- ・漁船の大型化に対応した岸壁の延伸や泊地の増深等の推進

○集出荷機能や準備機能等の再編・集約



○高度衛生管理型荷さばき所



○大水深岸壁



#### 養殖生産拠点の形成

### 【課題と対応】

- ・養殖水産物の世界的需要増大による輸出機運の高まり
- ・不安定な水産資源の漁獲
- ・国内外の需要を見据えたマーケットイン型養殖業への転換等による養殖業の成長産業化の推進
- ・需要に応じた安定的な供給体制を構築するため、沖合や陸域の一体的整備による養殖生産拠点の形成
- ・静穏水域の創出による養殖場等の大規模化の推進

○養殖生産拠点の整備



○沖合への大規模養殖展開



## 拡充内容（流通拠点漁港等の生産・流通機能強化）

○水産業の成長産業化を促進するため、圏域内の生産・流通機能強化に向けた漁港整備を推進

・圏域機能強化対策整備方針※に基づく個別漁港の事業計画等策定調査の実施と、同方針に位置づけられた事業採択要件の見直し

※流通拠点漁港等と生産・流通面で密接な関係のある漁港も含めた一体的な整備方針

○防波堤・護岸等の整備



○屋根付き岸壁の整備等



・離島・奄美・沖縄の拠点漁港における荷さばき所等の採択要件の見直し

○高度衛生管理型荷さばき所



・衛生的な水産物の取扱い等に必要となる漁港施設用地における屋根等の整備

○漁港施設用地の屋根(イメージ)



# 令和5年度概算決定 水産基盤整備事業の概要②

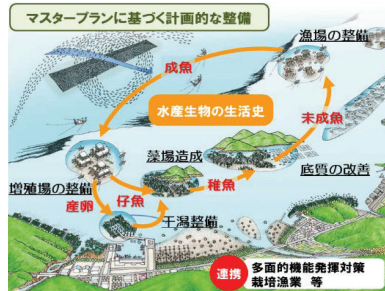
## (2) 持続可能な漁業生産体制の確保

### 漁場生産力の強化

#### 【課題と対応】

- ・水産資源の低迷による不漁
- ・気候変動等による藻場・干潟の減少等の海洋環境変化
- ・水産生物の幼稚魚の育成のみならずCO2固定効果のある藻場等の保全・創造等の取組の実施

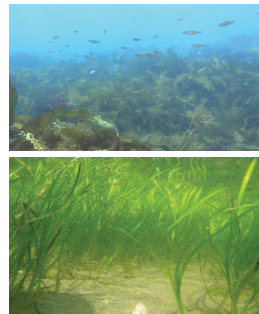
○水産生物の生活史に対応した漁場整備



○水産生物の生息場となる魚礁の設置



○藻場・干潟の保全・創造



### 漁港施設の強靱化対策

#### 【課題と対応】

- ・南海トラフ等大規模地震・津波の切迫
- ・台風・低気圧災害の頻発化・激甚化
- ・漁港施設の老朽化の急速な進行による、維持・更新費用の増大

・漁港の施設の地震・津波対策の推進

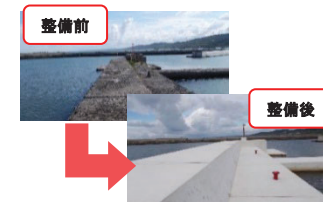
・台風・低気圧災害に備えた漁港施設の耐浪化の推進

・漁港施設の計画的な長寿命化対策

○漁港施設の耐浪化



○漁港施設の長寿命化



○岸壁の耐震化



## (3) 漁村の活性化と漁港利用促進

#### 【課題と対応】

- ・漁業者の減少等による漁港施設の利用低下
- ・人口減少や高齢化の進行等による漁村活力の低下
- ・海や漁村の地域資源を活用した海業の広がり

- ・既存施設の改良・除却等を通じた漁港の有効利用促進
- ・漁港における増養殖などの事業活動を促進する環境整備
- ・浮棧橋の整備等による就労環境の改善

○浮棧橋の整備



○漁港の有効活用



## 拡充内容（着実な老朽化対策の推進）

○漁港施設の長寿命化対策の推進

漁港管理者以外の公的主体が所有する漁港施設や水域と接する漁港環境整備施設に対する予防保全の考え方に基づく老朽化対策の推進



漁港管理者以外が所有する漁港施設の例(漁港浄化施設)



水域と接する漁港環境整備施設の例(護岸)

令和5年度水産基盤整備事業概算決定の内訳

(金額単位：百万円)

事 項	R4' 予算額	R5' 要求・要望額			
		一般会計			
		要求額	要望額	合計	対前年比
水産基盤整備事業	72,669	55,412	17,494	72,906	1.00
直轄特定漁港漁場整備事業	17,623	13,205	3,875	17,080	0.97
うちフロンティア漁場整備事業	2,100	1,550	-	1,550	0.74
うち直轄漁港整備事業	15,523	11,655	3,875	15,530	1.00
水産物供給基盤整備	29,644	22,191	7,675	29,866	1.01
水産流通基盤整備事業	10,631	8,930	2,983	11,913	1.12
水産物供給基盤機能保全事業	14,170	9,948	3,576	13,524	0.95
漁港施設機能強化事業	4,843	3,313	1,116	4,429	0.92
水産資源環境整備	21,159	15,797	5,483	21,280	1.01
水産環境整備事業	12,252	8,707	2,991	11,698	0.96
水産生産基盤整備事業	8,907	7,090	2,492	9,582	1.08
漁村総合整備	1,700	1,386	461	1,847	1.09
水産基盤整備調査（直轄・補助）	515	515	-	515	1.00
作業船整備費	18	18	-	18	1.00
後進地域補助率差額	2,010	2,300	-	2,300	1.14

※計数は、四捨五入によっているので、端数においては合計とは一致しない場合がある。

# 流通拠点漁港等を中心とした圏域機能強化対策

## 1. 目的

現在水産業の成長産業化に向けて、水産物の生産・流通に一体性を有する範囲である「圏域」において、地域における漁港の適切な役割分担に基づき、集出荷機能や漁港機能の再編・強化を通して低コストで高付加価値な水産物を国内・国外に供給するため、漁船の大型化に対応した大水深岸壁の整備や高品質な水産物の流通に必要な荷さばき所の整備等を行っているところである。

しかしながら、流通拠点漁港等は、水産業関連産業の施設が多数立地する一方で、地形が狭隘である、背後に商業・住宅等の都市部が隣接しているなど、陸上部における事業用用地の確保が困難である状況である。さらに、流通拠点漁港の近隣に立地している漁港については、漁船の係留場所としての活用の他、漁業用資材の積み込みや漁具補修場等の漁業活動に必要な場所としての活用が見込まれるものの、衛生管理対策や老朽化対策、防災・減災対策が十分でない場合が多く、圏域一帯での拠点機能の発揮や機能再編の推進の阻害要因となっている。

これらのことから、流通拠点漁港等を中心として、圏域における水産物の生産・流通の実態を踏まえた整備方針に基づき、流通拠点漁港等と密接な関係のある漁港も含めた整備を行い、流通拠点漁港等の機能発揮及び圏域一帯での漁港の機能再編等の加速化を図る。

## 2. 拡充の内容

上記の目的を達成するため、以下の内容を拡充する。

- ① 圏域機能強化対策整備方針（流通拠点漁港等を中心とした圏域における水産物の生産・流通体制の強化を図るため、流通拠点漁港等及び流通拠点漁港等と生産・流通面で密接な関係のある漁港（一定程度以上の水産物を流通拠点漁港等へ搬送する漁港等）も含めた整備方針）の策定
- ② 圏域機能強化対策整備方針に基づく個別漁港の事業計画等策定調査の実施
- ③ 圏域機能強化対策整備方針に位置づけられた漁港整備事業の採択要件の見直し  
（1漁港あたり計画事業費5億円以上等→整備方針に位置づけられた漁港の計画事業費の合計5億円以上等）

また、衛生的な水産物の取扱いを通じた品質向上を図るため、以下を拡充する。

- ④ 離島・奄美・沖縄の拠点漁港における荷さばき所等の採択要件の見直し（年間取扱量3,000t → 1,000t）
- ⑤ 衛生的な水産物の取扱い等に必要となる漁港用地における屋根等の整備

## 3. 事業主体

国、都道府県、市町村、水産業協同組合

## 4. 補助率

事業計画等策定調査事業：1／2等

他は既存事業と同様の補助率（1／2等）

# 流通拠点漁港等を中心とした圏域機能強化対策

○ 水産業の成長産業化に向け、流通拠点漁港等を中心とした流通・生産機能等の強化を推進するため、圏域における水産物の生産・流通の実態を踏まえた整備方針に基づく漁港整備を推進。

## <現状と課題>

- 水産業の成長産業化に向け、水産物の生産・流通に一体性を有する範囲である「圏域」において、産地市場等の集出荷機能向上や漁港機能の再編強化により、水産物の価格形成能力向上や流通コスト削減を推進。
- 他方、多くの流通拠点漁港等においては、狭隘な地形や漁港背後の都市化等の要因により、事業に必要な用地等の確保が困難な状況であるほか、出漁準備等が行われている近隣漁港についても波浪対策等が不十分である場合が多く、圏域一帯での拠点機能発揮や機能再編推進の阻害要因となっている。

## <対応方針>

- 流通拠点漁港等を中心として、圏域における水産物の生産・流通の実態を踏まえた整備方針に基づき、流通拠点漁港等と密接な関係のある漁港も含めた整備を行い、流通拠点漁港等の機能発揮及び圏域一帯での漁港の機能再編等を加速化。

## <拡充の内容>

流通拠点漁港等を中心とした圏域における水産物の生産・流通体制の強化を図るため、流通拠点漁港等と生産・流通面で密接な関係のある漁港（一定程度以上の水産物を流通拠点漁港等へ搬送する漁港等）も含めた整備方針に基づき事業を実施し、圏域一帯での漁港機能再編等を加速化。

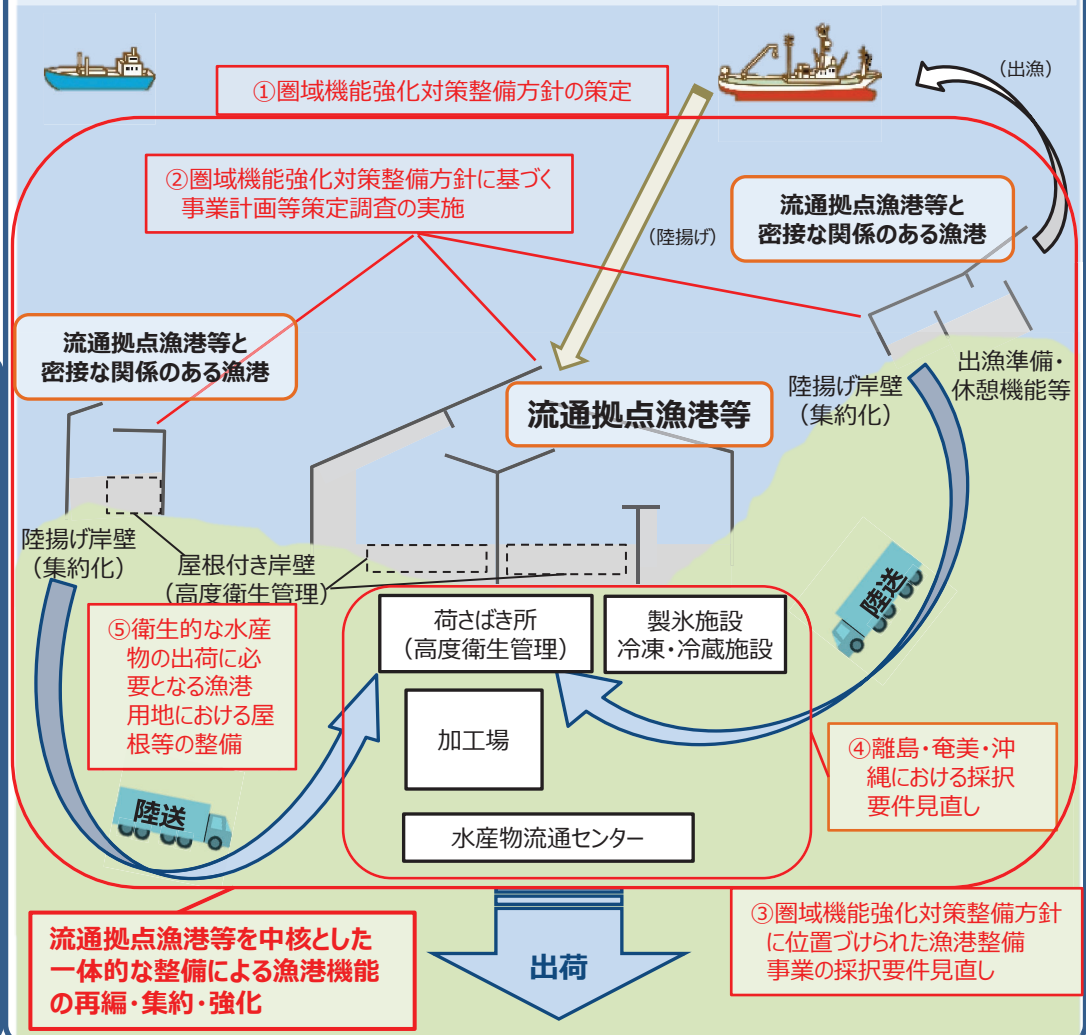
- ① 圏域機能強化対策整備方針の策定
  - ② 圏域機能強化対策整備方針に基づく個別漁港の事業計画等策定調査の実施
  - ③ 圏域機能強化対策整備方針に位置づけられた水産基盤整備事業の採択要件の見直し  
（1 漁港あたり計画事業費5億円以上等→整備方針に位置づけられた漁港の計画事業費の合計5億円以上等）
- また、衛生的な水産物の取扱いを通じた品質向上を図るため、以下を拡充。
- ④ 離島・奄美・沖縄の拠点漁港における荷さばき所等の採択要件の見直し  
（年間取扱量3,000t → 1,000t）
  - ⑤ 衛生的な水産物の取扱い等に必要となる漁港用地における屋根等の整備

○ 事業実施主体：国、都道府県、市町村、水産業協同組合

○ 補助率：事業計画等策定調査事業：1/2等  
他は既存事業と同様（1/2等）

## ○○圏域における事業展開のイメージ

流通拠点漁港等を中心とした、水産物の生産又は流通に一体性を有する範囲である「圏域」において、その漁港機能の役割分担等を踏まえた水産基盤整備を推進。





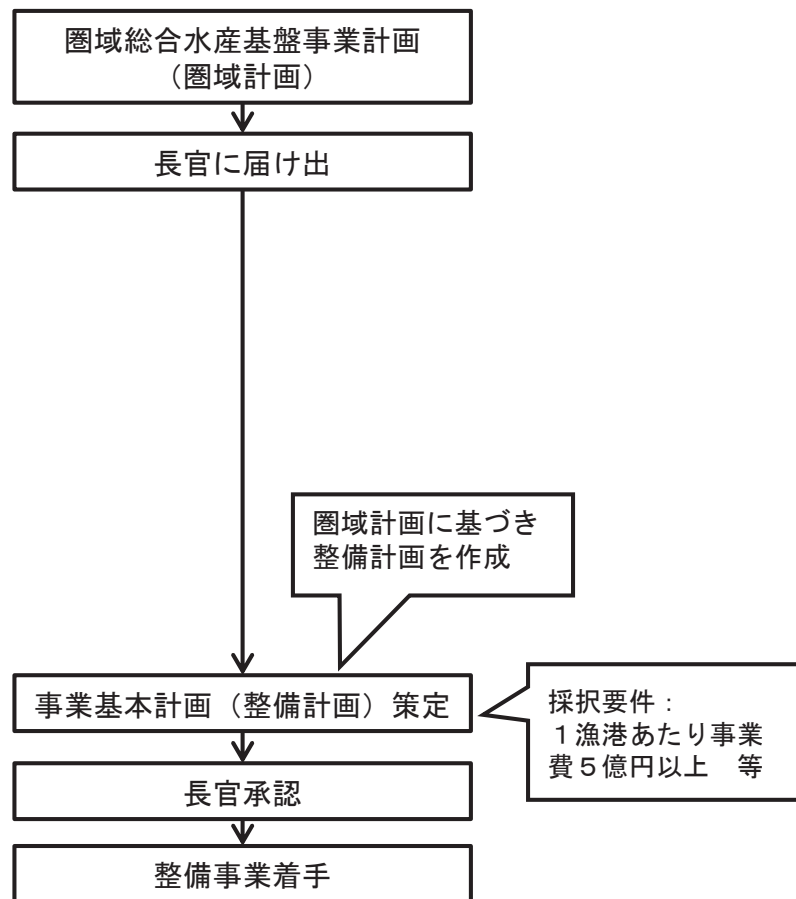
(補足) 流通拠点漁港等を中心とした  
圏域機能強化対策について

---

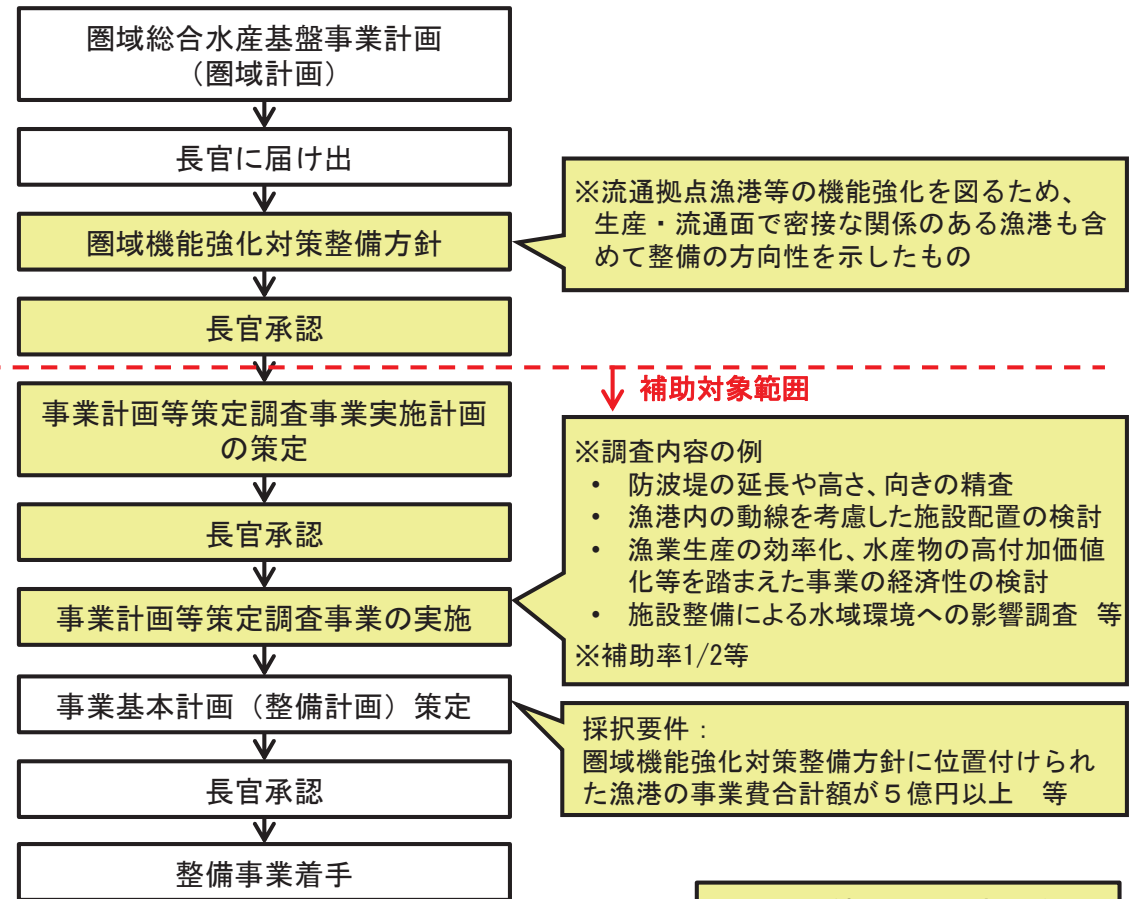
# 流通拠点漁港等を中心とした圏域機能強化対策の事業実施フロー

- 現行の水産基盤整備事業においては、都道府県が作成する圏域総合水産基盤整備事業計画（圏域計画：水産物の生産・流通に一体性を有する範囲について圏域を設定し、その圏域における整備の方向性を定めるもの）に基づき、個別の漁港ごとに整備計画を立案し、事業を実施
- 今次拡充要求においては、圏域計画に位置付けのある流通拠点漁港等と、生産・流通面で密接な関係のある近隣漁港も含め、流通拠点漁港等の機能強化を図ることを目的として圏域機能強化対策整備方針を策定。同整備方針に基づき、必要に応じて、事業計画等策定調査事業を活用しつつ、個別漁港ごとに具体的な整備計画を策定し事業を実施。

## 現状の事業実施フロー



## 流通拠点漁港等を中心とした圏域機能強化対策の事業実施フロー



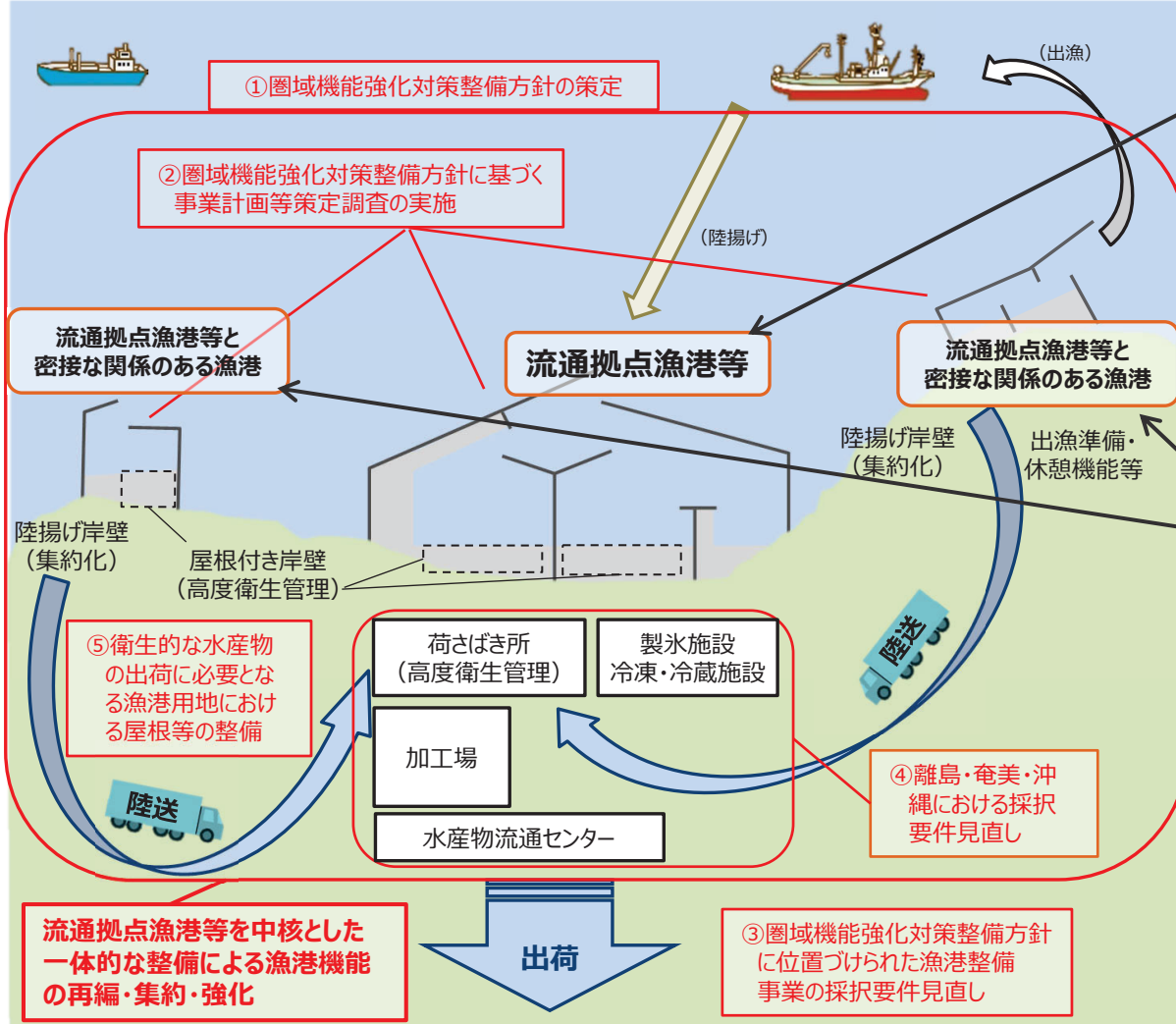
(※) 詳細は現在調整中

# 圏域機能強化対策整備方針に含める漁港の範囲

流通拠点漁港等を中心とした漁港機能の再編・強化を図るため、以下の通り圏域機能強化整備方針に含める漁港等を設定し、圏域内における水産物の流通・生産機能等の強化を推進

## 〇〇圏域における事業展開のイメージ

流通拠点漁港等を中心とした、水産物の生産又は流通に一体性を有する範囲である「圏域」において、その漁港機能の役割分担等を踏まえた水産基盤整備を推進。



### ① 流通拠点漁港等

圏域計画の中で位置づけられる漁港・港湾のうち、最も水産物が集約される等圏域の水産物の流通・生産機能強化に向け中核的な役割を担う港湾・漁港であること

### ② 流通拠点漁港等と密接に関連する漁港

以下のいずれかに該当する漁港とする

- 1) 属地陸揚量が30トン以上であり、かつ当該漁港の属地陸揚量の8割以上を流通拠点漁港等へ搬送する漁港、又は整備によりこの要件を満たすことが見込まれる漁港
- 2) 属地陸揚量のうち100トン以上を流通拠点漁港等へ搬送する漁港、又は整備によりこの要件を満たすことが見込まれる漁港
- 3) 属人陸揚量が30トン以上であり、かつ当該漁港の属人陸揚量の8割以上を流通拠点漁港等において陸揚げ若しくは搬送する漁港、又は整備によりこの要件を満たすことが見込まれる漁港

(※) 詳細は現在調整中

# 漁港施設の老朽化対策の着実な推進

## 1. 目的

これまでに整備されてきた多くの漁港漁場施設が更新時期を迎え、今後、急速な老朽化の進行に伴い、その維持管理・更新に係る費用の増大が懸念されている。そのため、利用者の安全や水産物の陸揚げ、流通機能等に支障を及ぼさず、また、ライフサイクルコストを低減させるとの基本的な考えの下、長期的な視野に基づく予防保全的・戦略的な維持管理・更新を行ってきたところである。

これまで、長寿命化対策の実施の必要性等を踏まえて、保全対策を行う施設の範囲を設定してきたが、長寿命化対策の対象となっていない施設について老朽化が顕著となってきた状況であり、適切な維持管理等がなされず老朽化が進めば適切な漁港機能の発揮に支障を及ぼす可能性がある。

以上のことから、漁港全体の一体的な維持管理を図り健全な漁港機能を発揮させるため、漁港管理者以外の地方公共団体等が所有する漁港施設についても水産物供給基盤機能保全事業の対象に追加するとともに、漁港環境整備施設のうち老朽化により漁船の航行に支障が出る水域と接する施設（護岸等）を水産物供給基盤機能保全事業の対象に追加し、漁港機能の適切な発揮を図る。

## 2. 拡充の内容

上記の目的を達成するため、以下の拡充を行う。

### (1) 対象となる事業実施主体の追加

事業主体に、施設を所有する漁港管理者以外の地方公共団体等を追加する。

### (2) 補助対象施設の追加

漁港環境整備施設のうち水域と接する施設（護岸等）を補助対象化する。

## 3. 事業主体

漁港管理者（都道府県、市町村）、漁港管理者以外の地方公共団体及び水産業協同組合

## 4. 補助率

既存事業と同様の補助率（1／2等）

# 漁港施設の老朽化対策の着実な推進

- 漁港施設について、長期的な視野に基づく予防保全的な老朽化対策を推進するため、水産物供給基盤機能保全事業の事業主体に漁港管理者以外の地方公共団体等を追加するほか、漁港環境整備施設のうち護岸等の水域と接する施設を支援対象に追加。

## <現状と課題>

- これまで、我が国水産業の発展と水産物の安定供給の基盤として、漁港施設の継続的かつ重点的な整備を進めてきたところ。
- 一方で、漁港全体の一体的な維持管理を図るためにも、漁港管理者が所有しない漁港施設や漁港環境整備施設のうち漁港機能の維持に必要となる護岸等の施設についても老朽化対策を講じていく必要がある。



## <今後の対応>

- 漁港全体の一体的な維持管理を図り健全な漁港機能を発揮させるため、漁港管理者以外の地方公共団体等が所有する漁港施設についても水産物供給基盤機能保全事業の対象とするとともに、漁港環境整備施設のうち老朽化により漁船の航行に支障が出る水域と接する施設を水産物供給基盤機能保全事業の対象に追加する。

## <拡充の内容>

- 水産物供給基盤機能保全事業による漁港施設の老朽化対策のうち、事業主体に「漁港管理者以外の地方公共団体等」を追加するとともに、支援対象に「漁港環境整備施設のうち水域と接する施設（護岸等）」を追加。
- 事業主体：漁港管理者、漁港管理者以外の地方公共団体及び水産業協同組合
- 補助率：既存事業と同様（1 / 2等）

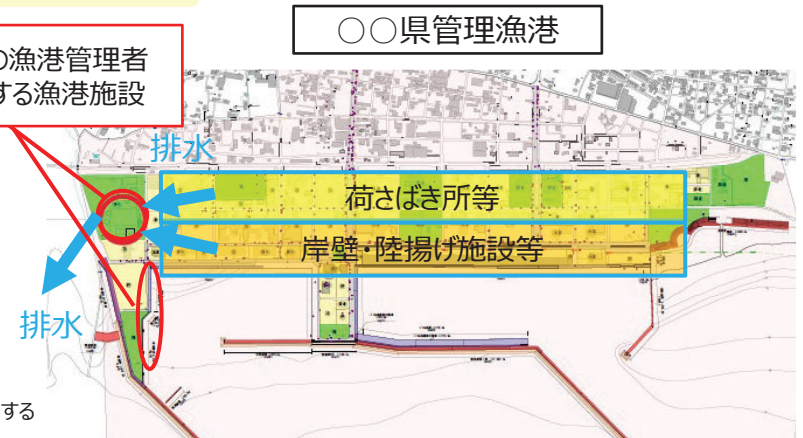
### 漁港管理者と施設所有者が異なる例

#### 拡充

漁港浄化施設、護岸等の漁港管理者以外の公的主体が所有する漁港施設



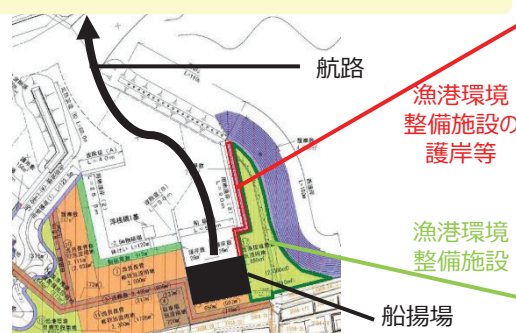
※漁港浄化施設：漁港における漁業活動等に伴い発生する汚水を処理する施設



- ➡ 現状、漁港管理者でない者が所有する施設については老朽化対策が進んでいない
- ➡ 事業主体に漁港管理者以外の地方公共団体等を追加し、一体的な維持管理が可能に

### 水域と接する漁港環境整備施設の例

#### 拡充



崩落の危険性が高まれば航路に危険を及ぼすため、補修工事が完了するまで漁船の航行を停止する必要



※漁港環境整備施設：多目的広場等の漁港の景観の保持・美化を図ること等を目的に整備された施設

- ➡ 現状、漁業への影響如何によらず漁港環境整備施設は支援対象外のため老朽化対策が進んでいない
- ➡ 水域と接する漁港環境整備施設を支援対象とすることで、漁業の継続操業のための漁港の一体的な維持管理が可能に

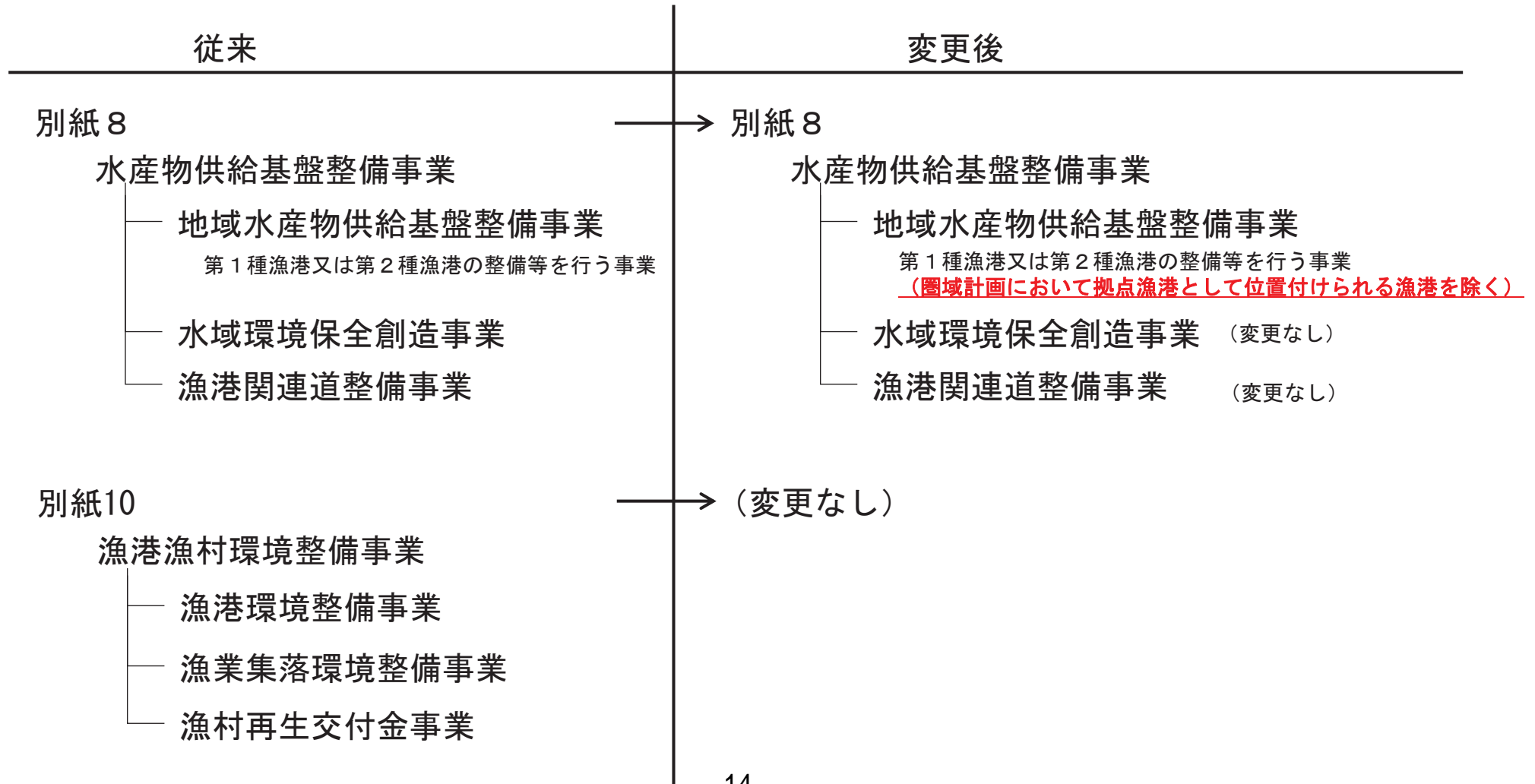
## (補足) 令和5年度事業からの変更点

---

# 農山漁村地域整備交付金の運用について

農山漁村地域整備交付金のうち、地域水産物供給基盤整備事業について、圏域計画において拠点漁港に位置付けられる漁港については交付対象外

## 農山漁村地域整備交付金の事業体系（水産基盤関連のみ）



# 水産基盤整備事業における漁場整備事業の評価手法の改善について

現行	改善後
<ul style="list-style-type: none"><li>●着手前<ul style="list-style-type: none"><li>・採択前にB/Cを算出し、投資効果を確認</li><li>・事前評価の実施（必要性、効率性、有効性、投資効率（B/C）による評価。政策評価法に基づくもの（事業費10億円以上等）に限る）</li></ul></li></ul>	<p>左に加え、<b>資源の動向に関する評価等も併せて実施</b>（都道府県水産試験場等が行う非TAC魚種等に対する水産資源評価の実施の動向を踏まえ、今後魚種ごとに段階的に導入。）</p>
<ul style="list-style-type: none"><li>●着手後<ul style="list-style-type: none"><li>・整備後5年間、整備工区での効果（漁獲量等）を事業実施主体より報告</li><li>・事後評価の実施（必要性、効率性、有効性、投資効率（B/C）による評価。政策評価法に基づくもの（事業費10億円以上等）に限る）</li></ul></li></ul>	



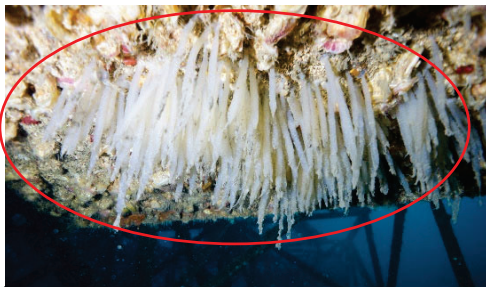
# 従来の漁獲量を中心とした評価に加え、 資源動向に関する評価等を加えた場合の効果確認イメージについて

- 漁場整備の効果は、費用対効果分析を行うことが必要であること等から、漁獲量の増加に着目した評価が中心。
- 他方、漁獲量の増加は、漁場整備による水産動植物の生息環境の改善等と、適切な資源管理措置の実施の双方によって実現されるが、水産資源の動向把握等が不十分であり、漁獲量の増減に対して十分な考察・要因分析ができない場合が見受けられる。
- そのため、漁場整備の実施と併せて、順次、魚種ごとの資源に関する評価等を実施することとし、効果の着実な発現を図る。

## ◇資源動向に関する評価等を加えた場合の効果確認イメージ

### 資源管理措置と連携した漁場整備の実施

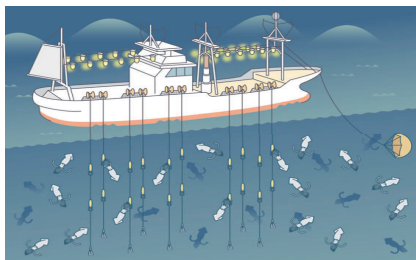
ヤリイカ等の産卵場等となる増殖礁を設置し、水産資源の回復を図る。



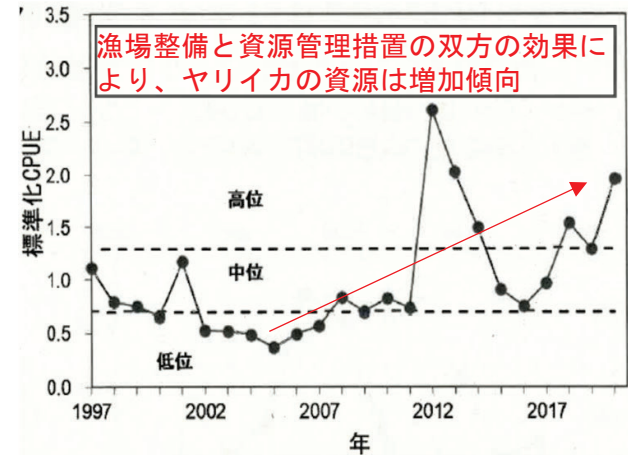
### 資源管理措置（小型いか釣り等）

- ・ 休漁（週1～2回の休漁日の設定）  
〈漁業許可による制限措置〉
- ・ 漁業操業時期の制限（5月～翌年1月）
- ・ 定置網等の漁具敷設区域から100m以内は操業禁止

等

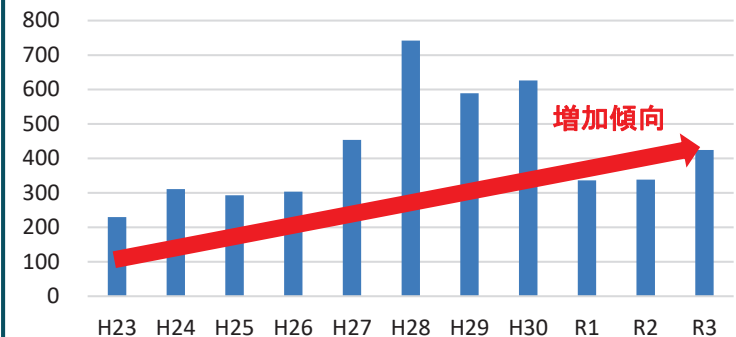


### 資源水準の増加



### 漁獲量の増加

単位：t ○○県太平洋北部海域ヤリイカ漁獲量の推移



# 令和4年度第2次補正予算の概要

## 水産基盤整備事業

# 水産基盤整備事業令和4年度第2次補正予算の概要

【令和4年度第2次補正予算額：27,000百万円】

- ① 切迫する南海トラフ地震等の地震・津波等の大規模自然災害や、気候変動に伴い激甚化が懸念される台風・低気圧災害に備え、漁業地域の地震・津波・高波・高潮対策等を推進。また、漁港施設の老朽化対策を推進。
- ② 水産物の更なる輸出拡大に向けて、産地における輸出促進の取組と連携しつつ、大規模な水産物流通・生産の拠点における集出荷機能の強化や輸出ポテンシャルの高い沿岸性資源等の回復・増産、養殖水産物の生産機能の強化等を推進。

## ①防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策： 23,000百万円

大規模地震・津波による甚大な被害が予測される地域の拠点的水産物産地における防波堤や岸壁等の耐震・耐津波化や、近年激甚化する台風・低気圧対策としての防波堤の耐浪化や高上げ、漁港施設の予防保全型メンテナンスへの転換を図る老朽化対策を推進します。



地震により岸壁が倒壊



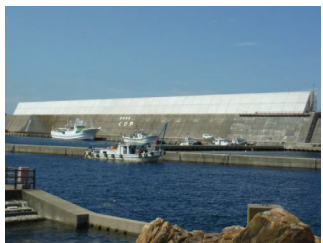
台風に伴う高波が防波堤を越波



老朽化した岸壁



岸壁を耐震化することで、緊急物資の荷揚げが可能



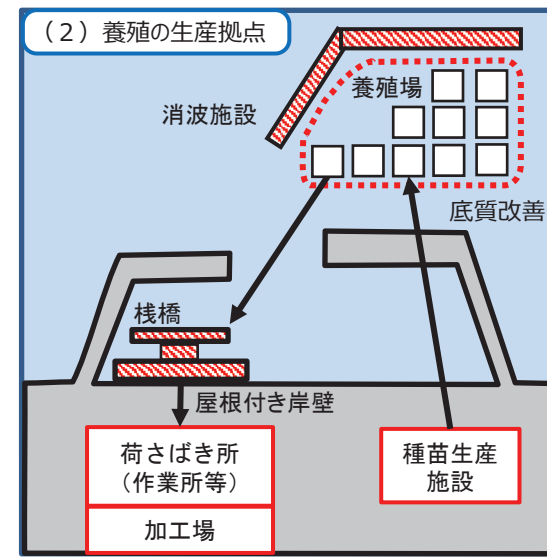
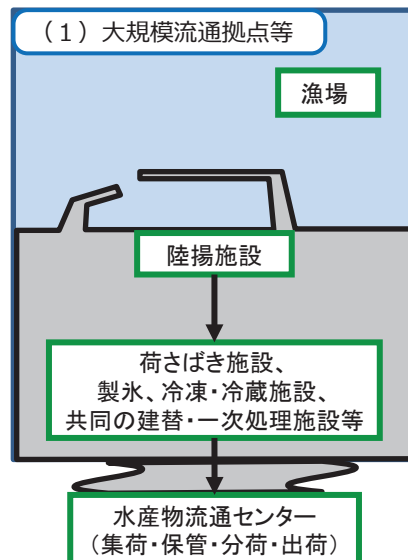
嵩上げにより越波を防ぎ、港内静穏度を確保



損傷が軽微な段階で予防的な修繕を実施

## ②TPP等関連政策大綱に基づく対策： 4,000百万円

- (1) 大規模流通拠点（特定第3種漁港等）において、輸出先国・地域が求める衛生管理基準等に適合した集荷・保管・分荷・出荷等に必要な共同利用施設等の一体的整備を推進します。また、輸出のポテンシャルの高い沿岸性資源等の回復・増産を図るため、水産動植物の生息環境を改善する魚礁や藻場等の漁場整備を推進します。
- (2) 養殖の生産拠点において、輸出先国・地域のニーズが高い水産物の養殖場及び養殖水産物の流通・加工等に必要な共同利用施設等の一体的整備を推進します。



※ 赤字部分：R4補正からの拡充内容

## (補足) 事業加速円滑化国債について

---

## 事業加速円滑化国債とは

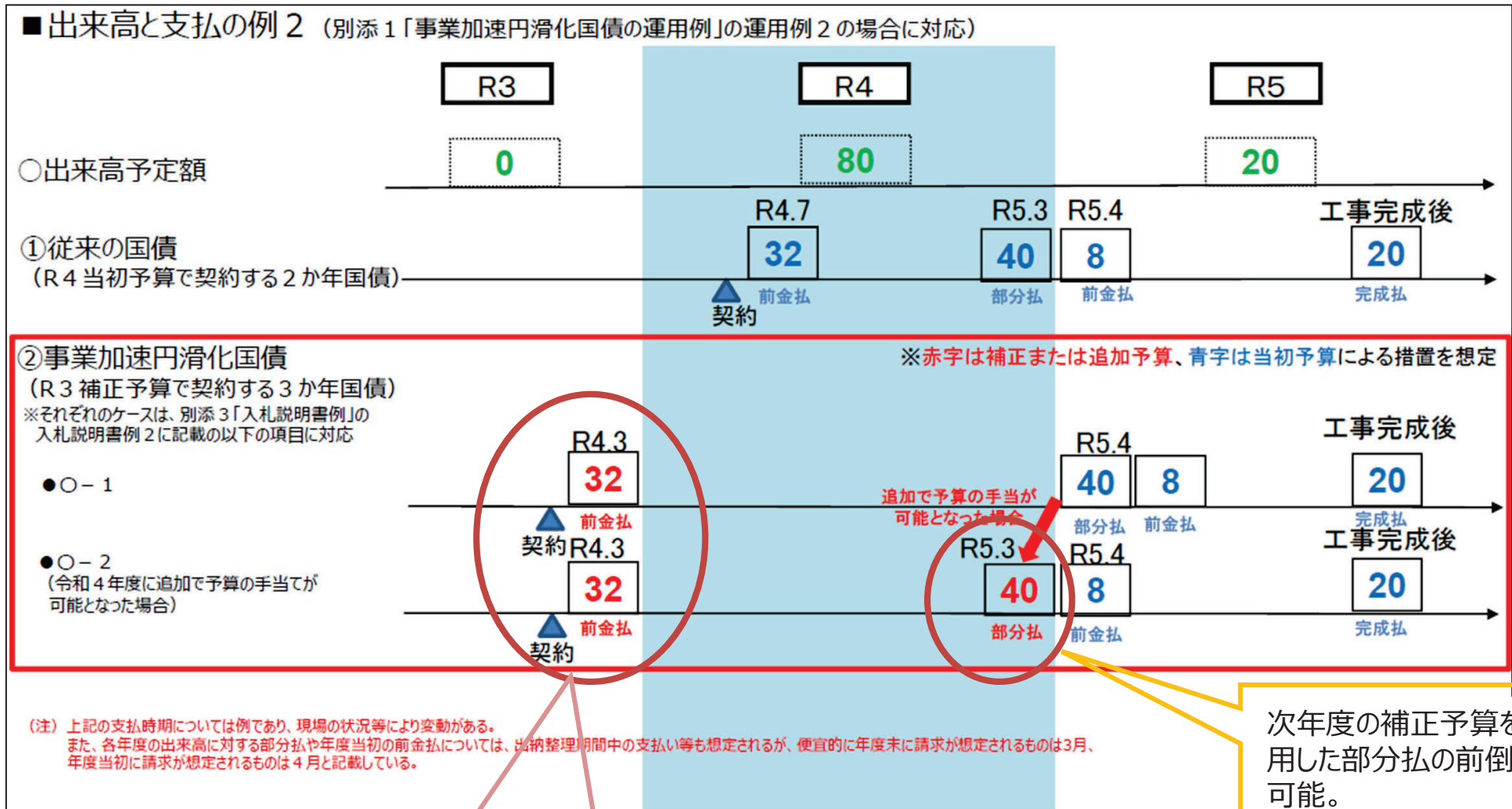
- 事業加速円滑化国債は、5か年加速化対策事業や災害復旧等事業のうち工期が複数年度にわたるものについて、当該事業に係る契約の契約会計年度又は中間年度（契約会計年度の翌年度をいう。以下同じ。）の支払いの全部又は一部に補正予算を活用した国庫債務負担行為を設定することにより、計画的かつ一層の円滑な事業執行を促進するものである。
- 当該契約の契約会計年度又は中間年度の支払限度額について、当初契約の時点で「0」等と設定し、補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時期以降、各会計年度の支払限度額を変更することで、当初の支払時期よりも前倒しで前金払、既済部分払等の支払いを可能とし、計画的かつ円滑な事業の執行を図ることができるものとする。
- 5か年加速化対策事業を事業加速円滑化国債によって実施する場合においては、補正予算による支出額に係る事業費のみが、上記閣議決定（5か年加速化対策）で概ね15兆円程度とされた総事業費の一部として取り扱われることとなるので留意されたい。

令和3年11月30日付け国官会第15526号国交省会計課長等通知「国土交通省所管事業の執行における円滑な事業執行のための国庫債務負担行為の運用について」より抜粋。



- 補正予算スタートの国庫債務負担行為を活用した事業執行が可能。
- 契約途中であっても、各年度の支払限度額を変更して、補正予算により前倒しで既済部分払等が可能。（当初予算スタートの国庫債務負担行為でも可能。）

# 事業加速円滑化国債の運用例



補正予算スタートの国庫債務負担行為を活用した事業執行が可能。

令和3年11月30日付け国官会第15526号国交省会計課長等通知「国土交通省所管事業の執行における円滑な事業執行のための国庫債務負担行為の運用について」より抜粋。

## 事業加速円滑化国債の活用にあたっての留意点①

事業加速円滑化国債を活用する場合には、入札公告及び入札説明書に以下の文を記載するものとする。

(記載例) 補正予算によって事業加速円滑化国債を設定する場合

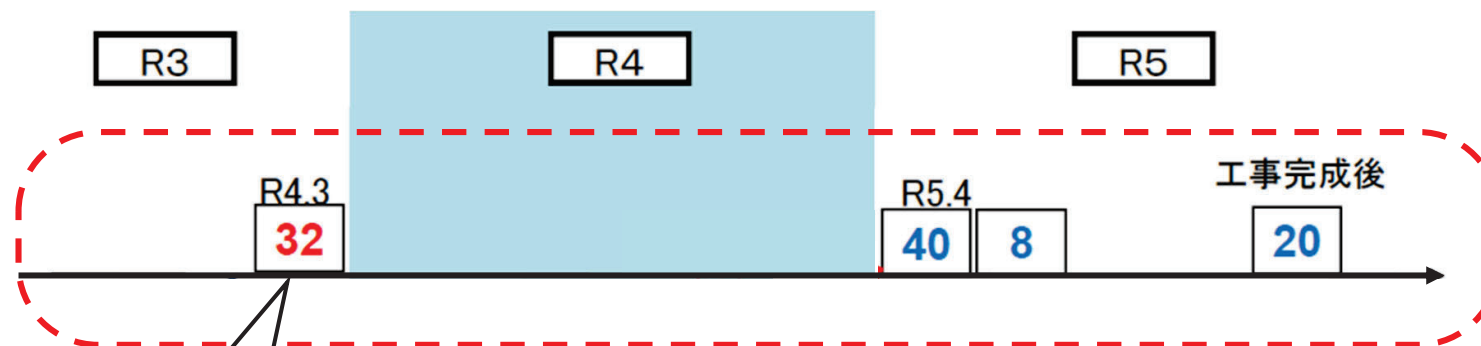
(○) 本工事は、国庫債務負担行為に基づく契約の中間年度（契約を締結する会計年度の翌年度をいう。）における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）について、当初契約の時点で「0」と設定し、補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合に各年度の支払限度額を変更し、前倒しで既済部分払等の支払いを可能とする「事業加速円滑化国債」を採用する。支払条件等については、入札説明書及び現場説明書の内容を十分に確認すること。

令和3年11月30日付け国官会第15526号国交省会計課長等通知「国土交通省所管事業の執行における円滑な事業執行のための国庫債務負担行為の運用について」より抜粋。



入札参加者等に対する公平性を確保する観点から、入札公告時等に事業加速円滑化国債を活用する旨明記

## 事業加速円滑化国債の活用にあたっての留意点②



国庫債務負担行為を設定した当該年中（この例ではR3年度中）に事業費が100の工事の債務負担行為（契約）を行わなければ、設定した国庫債務負担行為が消滅する。

補正予算スタートの国庫債務負担行為を設定した場合、**当該年中に契約まで行う必要**

（参考）

財政法第26条 国庫債務負担行為は、事項ごとに、その必要の理由を明らかにし、且つ、行為をなす年度及び債務負担の限度額を明らかにし、又、必要に応じて行為に基いて支出をなすべき年度、年限又は年割額を示さなければならない。

なお、「行為をなす年度」については、国庫債務負担行為を計上した年度に限るとされている。



(参考) 令和4年度水産基盤整備事業における制度拡充

---

# 拠点漁港における流通機能高度化・輸出促進対策

○ 大規模に水産物を取り扱う拠点漁港における生産・流通拠点機能の効率化や最大化を図るため、既存施設や漁港施設用地の再編・整序、岸壁や荷さばき所等の共同利用施設の整備等を一体的に実施することにより、流通機能高度化・輸出促進を図る。

## <現状と課題>

- 国産水産物の輸出の拡大など水産業の成長産業化に向け、これまで、流通・輸出拠点漁港において、品質・衛生管理の高度化のための屋根付き岸壁、荷さばき所、製氷、冷凍・冷蔵施設等の整備を推進してきた。
- 一方、既存施設の老朽化の進行や用地の非効率な利用が課題となっており、水産物の流通機能の高度化に向けた共同利用施設整備の阻害要因となっている。

## <今後の対応>

- 大規模に水産物を取り扱う拠点漁港において、漁港全体の総合利用・運営計画の策定、既存施設や漁港施設用地の再編・整序、共同利用施設の整備等の一体的実施を支援する。

## <拡充の内容>

※下線部拡充

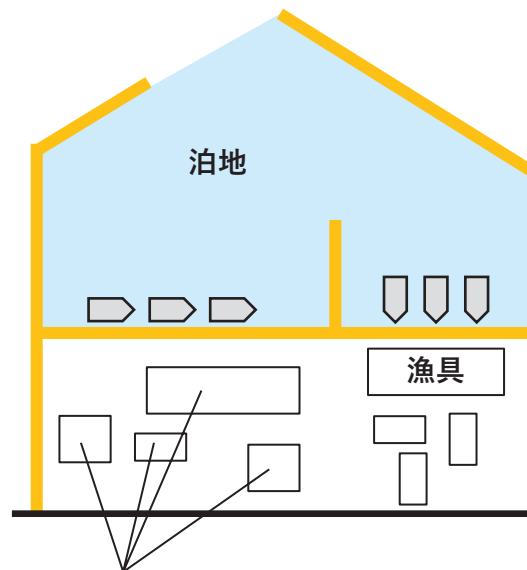
流通機能の高度化や輸出促進のための施設整備を行う予定がある場合の補助対象に以下を追加。

- ① 漁港総合利用・運営計画の策定
- ② 漁港区域内の既存施設や漁港施設用地の再編・整序
- ③ 岸壁、荷さばき所、製氷施設、冷凍・冷蔵施設、加工場、水産物流通センター（漁港区域外を含む）の整備

※ 採択要件を、水産物の年間取扱量3,000トン以上とする。

- 事業主体：国、都道府県、市町村、水産業協同組合
- 補助率：既存事業と同様（1/2等）

## 現状

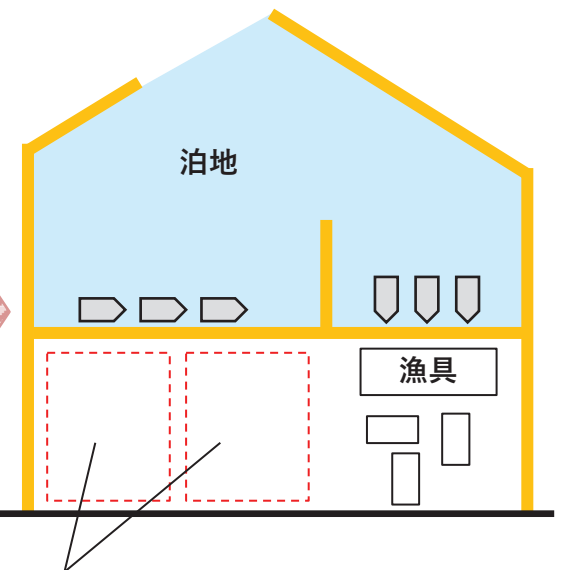


老朽化した既存施設や点在する用地

このまま放置すると、  
 ・漁業従事者の利用安全性や水産物の衛生管理に支障  
 ・一定以上の規模の施設が立地困難となり、  
 ⇒拠点漁港の機能再編・強化に支障を来し、成長産業化の阻害要因となる恐れがある。

## 拡充後

※赤字拡充内容



- ・漁港総合利用・運営計画の策定
- ・既存施設や漁港施設用地の再編・整序

水揚げから出荷までの一貫した衛生管理に必要な施設の一体的な整備

荷さばき所	岸壁
製氷施設	冷凍・冷蔵施設
加工場	水産物流通センター

※要件：水産物の年間取扱量3,000t以上

# 養殖業成長産業化に向けた養殖生産拠点における一体的な施設整備

○ 養殖業の成長産業化に向け、海水温上昇等の海域環境の変化への対応、稚魚の中間育成環境の強化、消費地から産地への一次加工品の出荷要求等に対応するための共同利用施設の一体的な整備を可能とするとともに、食害生物の駆除等の効果発現促進事業や養殖場としての活用のための海域環境等の調査実証事業を創設し、養殖業の生産性・収益性の向上等を図る。

## <現状と課題>

- 令和3年7月に養殖業成長産業化総合戦略が改訂され、貝類・藻類の記述が追加。
- 安定的な養殖生産物の供給体制の構築のためには、社会情勢や環境の変化等を踏まえ、養殖品目毎の対応が必要。

## <対応方針>

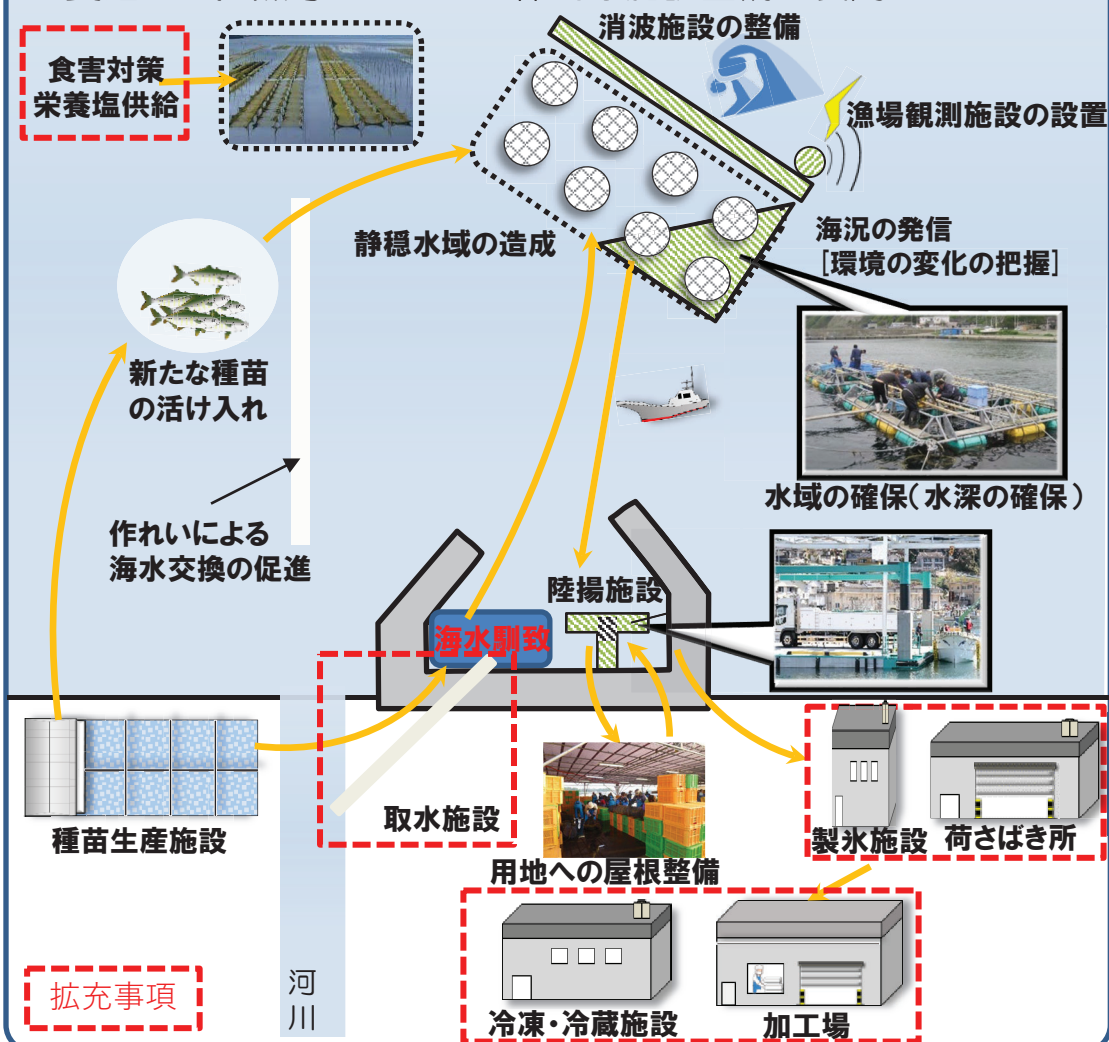
- 一体的な施設整備、調査事業や効果発現促進事業により、生産性・収益性の向上等を図る。

## <拡充の内容>

※下線部拡充

- 養殖業成長産業化総合戦略に基づき、養殖生産拠点等における以下の取組を追加
  - ・ 養殖場としての活用のための海域環境等の調査
  - ・ 海水馴致を行うための取水施設の整備
  - ・ 食害や栄養塩不足に対応するための効果発現促進事業
  - ・ 消費地からの一次加工品出荷の要求に対応するための荷さばき所、製氷施設、冷凍・冷蔵施設及び加工場の整備
- 採択要件（下線部を追加）
  - ① 協議会による養殖生産物の供給体制構築のための計画立案
  - ② 戦略的養殖品目又は無給餌養殖品目を相当程度（年間養殖生産量500 t 又は年間養殖生産高2.5億円以上）の規模で扱う養殖地域
- 事業実施主体：国、都道府県、市町村、水産業協同組合
- 補助率：既存事業と同様（1/2等）

## <養殖生産拠点等における一体的な施設整備の展開イメージ>



# 資源回復・増大促進のための栽培漁業と連携した漁場整備の展開

○ 水産生物の生活史に対応した漁場整備の更なる効果発現を図るため、既存魚礁等の再生対策や放流用の種苗生産施設を整備対象として追加し、資源回復・増大を促進するための漁場整備を展開。

## <現状と課題>

- 我が国周辺水域の水産資源は、評価を行っている魚種(系群)のうち約半数が低位水準となっており、持続的な漁業を営むためにも資源の回復を図ることが必要。
- これまで、海域全体の生産力の底上げを目指し稚魚から成魚に至る各段階で最適な生息環境を提供する水産環境整備マスタープランに沿った漁場整備を実施。
- 水産生物の生息場となる魚礁等の老朽化が顕著となっており、良好な海域環境創出の阻害要因となっているほか、積極的な資源回復を図るためには、海域の漁場整備と連携した、種苗生産機能の強化が必要。



## <対応方針>

- 老朽化した魚礁や増殖場を再生することで、最適な生息環境を整える。
- 種苗生産施設の整備を追加することで、海域の漁場整備と連携した資源回復・増大の加速化を図る。

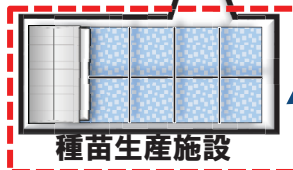
## <拡充の内容>

- 水産資源を育む水産環境保全・創造事業において、より効果的な漁場整備を推進するため以下の取組を追加
  - ・ 水産生物の棲み処となる魚礁・増殖場の再生
  - ・ 増殖効果を高めるための水産環境整備マスタープラン対象種の種苗生産施設の整備
- 実施主体：都道府県、市町村、水産業協同組合
- 補助率：既存事業と同様（1/2等）

## <事業展開のイメージ>

～水産生物の生活史に対応した良好な漁場環境の創出～  
(水産環境整備マスタープラン)

海域における生態系全体の生産力の底上げを目指し、水産生物の動態及び生活史に対応した良好な生息環境空間を創出するため、俯瞰的視点から漁場整備等を行う「水産環境整備マスタープラン」の取組に対して、老朽化した魚礁等の再生や漁場整備対象種の種苗生産施設整備の取組を追加し、水産資源回復の加速化を図る。



水産環境整備マスタープランに基づいて実施する漁場整備の対象種の種苗を生産し、海域に放流

拡充事項

# 漁業地域における防災・減災対策の更なる推進

○ 水産物の生産・流通機能の確保や漁業地域の総合的な防災・減災対策を推進するため、地震・津波・高潮等による被災リスクが特に高い地域における被害の最小化を図る。

## ＜現状と課題＞

- これまで、南海トラフ等の切迫する大規模地震・津波や、気候変動に伴い激甚化が懸念される台風・低気圧災害等に対応するため、漁業地域の防災・減災対策を実施。
- 一方、近年、激甚化する台風・低気圧による浸水被害が多発。
- また、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会により、令和2年度に日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の浸水想定が公表され、例えば、北海道では根室市からえりも町付近にかけて10～20mを超え、高いところでは30m弱の津波高となっており、早急な対応が必要。



## ＜今後の対応＞

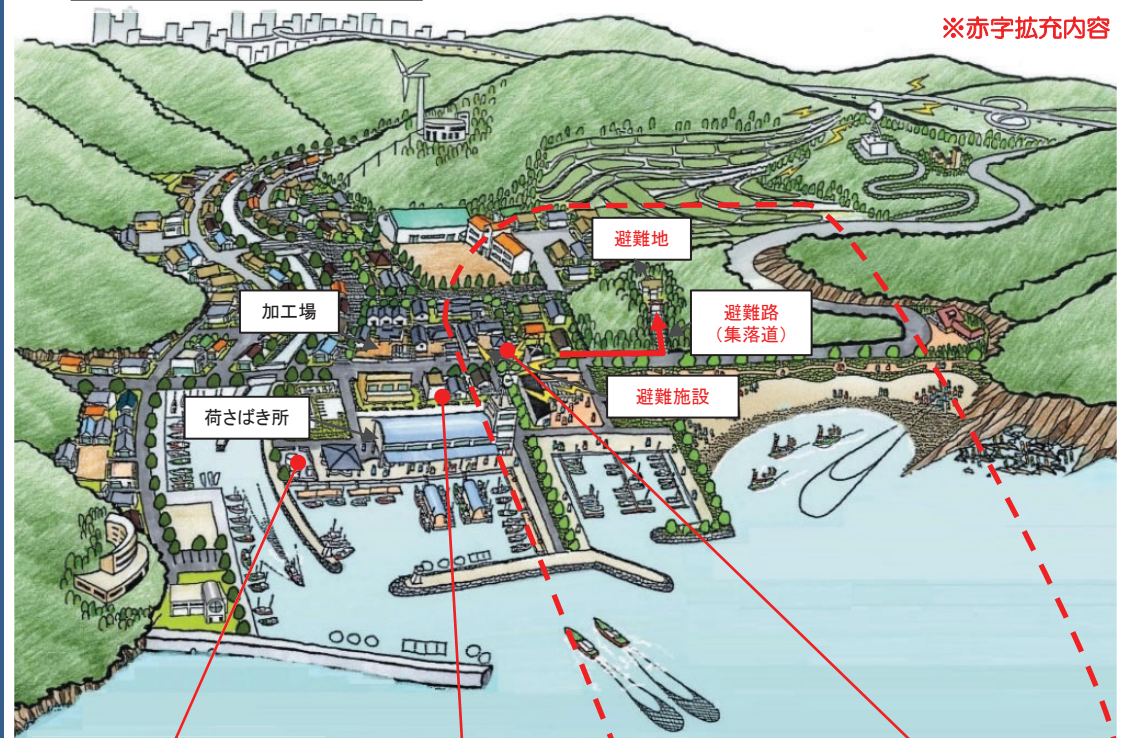
- 地震・津波・高潮等の災害による人命・財産の防護や地域水産業の機能不全の最小化を図るため、対象地域や補助対象施設を拡充し、総合的な防災・減災対策を推進。

## ＜拡充の内容＞

- 漁業地域の防災・減災対策の推進を図るため、以下を拡充。
  - ＜支援対象の拡大＞
    - 漁業集落道（避難路）、緑地・広場施設（避難地）の整備について、採択要件を見直し【漁村整備事業等】（集落人口要件300人以上→100人以上）
    - ※集落人口100人～299人の集落については、漁業依存度又は漁家比率が第1位である漁業集落に限る。
  - ＜補助対象施設の追加＞
    - 漁港の機能施設（荷さばき所等）の用地のかさ上げや胸壁等の整備を補助対象化【漁港施設機能強化事業】
- 事業実施主体：
  - 都道府県、市町村【漁村整備事業等】
  - 漁港管理者（都道府県、市町村）、水産業協同組合【漁港機能強化事業】
- 補助率：既存事業と同様（1／2等）

## 対策のイメージ

➤南海トラフ等の大規模地震・津波や気候変動に伴い激甚化する台風・低気圧災害に対応するため、避難路・避難地整備対象地域を拡大するとともに機能施設の浸水防止対策を実施。



胸壁の整備



用地のかさ上げ



避難路・避難地整備対象地域の拡大

機能施設の浸水防止対策

# 漁港施設の予防保全対策の推進によるライフサイクルコスト低減

○ 漁港施設の維持管理・更新等の予防保全型への転換を促進するため、施設状況の適切な把握及びこれによる機能保全計画の見直しによるライフサイクルコスト（LCC）の低減を図る。

## ＜現状と課題＞

- これまで、我が国水産業の発展と水産物の安定供給の基盤として、漁港施設の計画的かつ重点的な整備を進めてきたところ。
- 漁港の主要施設は、整備後50年を経過した外郭施設が2割を超え、20年後には6割強と急速な増大が見込まれており、維持管理・更新等に係る費用の低減が課題。
- また、海中構造物の点検には専門的な技術が必要となり、費用もかかることから、ライフサイクルコストの低減を図るための点検や機能保全計画の見直しが進んでいない。



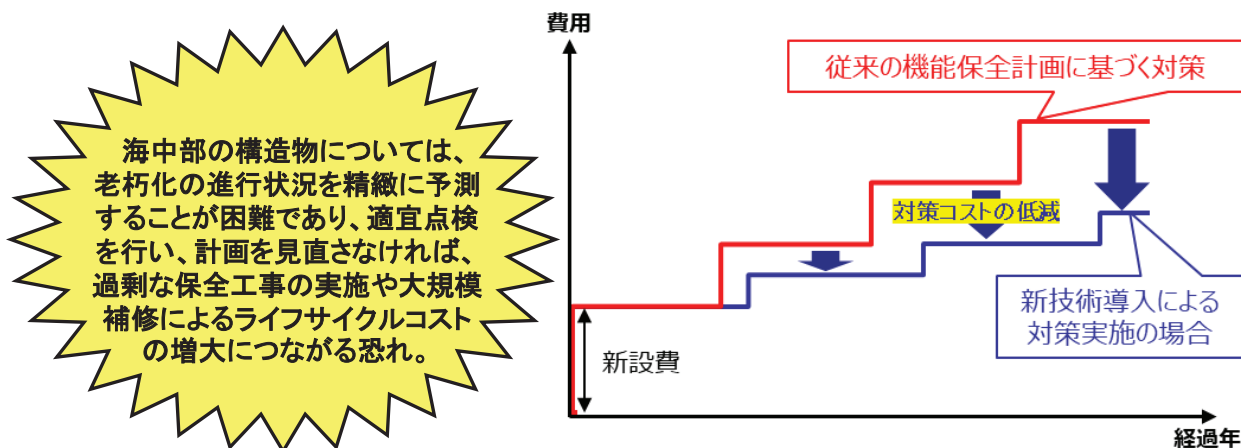
## ＜今後の対応＞

- ライフサイクルコストの低減を図るため、地方公共団体等による日常点検の実施を前提として、より詳細な定期点検の実施や、これに基づく機能保全計画の見直しを支援する。

## ＜拡充の内容＞

- 新技術等の導入により確実にライフサイクルコストの低減が見込まれる場合に限り、点検実施による機能保全計画の見直しを補助対象化。  
(第1種、第2種漁港においては利用漁船隻数50隻程度以上、登録漁船隻数50隻以上又は陸揚金額1億円以上当の漁港に限る。)
- 事業主体：  
漁港管理者（都道府県、市町村）  
施設管理者（都道府県、市町村、水産業協同組合）
- 補助率：既存事業と同様（1/2等）

## ライフサイクルコスト低減のイメージ

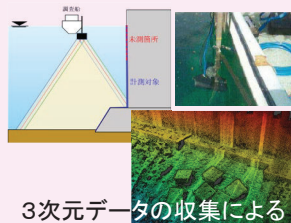


## 施設の老朽化状況の点検・調査、対策の実施

### 従来手法



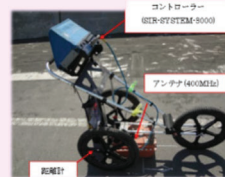
潜水による施設調査



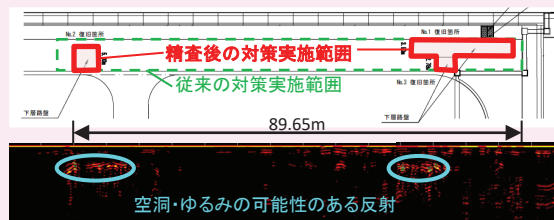
3次元データの収集による施設状況の把握



ファイバースコープ

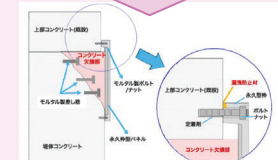
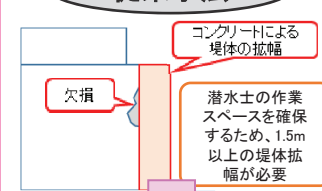


地中レーダー



新技術の活用による  
対策コストの低減

### 従来手法



永久型枠工法の採用による  
人件費・コンクリート充填量の削減

# 持続可能な水産物生産体制の構築に向けた水産基盤整備事業の展開

- 持続可能な水産物の生産体制の構築に向け、漁業生産活動によって排出されるCO<sub>2</sub>の排出量削減や、藻場・干潟の整備を通じたCO<sub>2</sub>固定促進等による環境負荷低減を図る。

## <現状と課題>

- 地球規模の温暖化の進行や大規模自然災害の頻発により、将来も見据えた持続可能な産業基盤の構築が急務。水産基盤整備分野では、CO<sub>2</sub>固定効果のある藻場・干潟の効果的な保全・創造や、係留中の漁船や出荷待ちの冷凍トラック等が使用する化石燃料由来のCO<sub>2</sub>排出に対処する必要。



## <今後の対応>

- 水産基盤整備事業の実施に当たっては、環境負荷低減に資する取組の推進を求めるほか、藻場については、環境省と連携しつつ現地調査等のモニタリングを推進するとともに、漁港において電力供給設備の整備を支援することにより、カーボンニュートラル社会の実現に寄与。

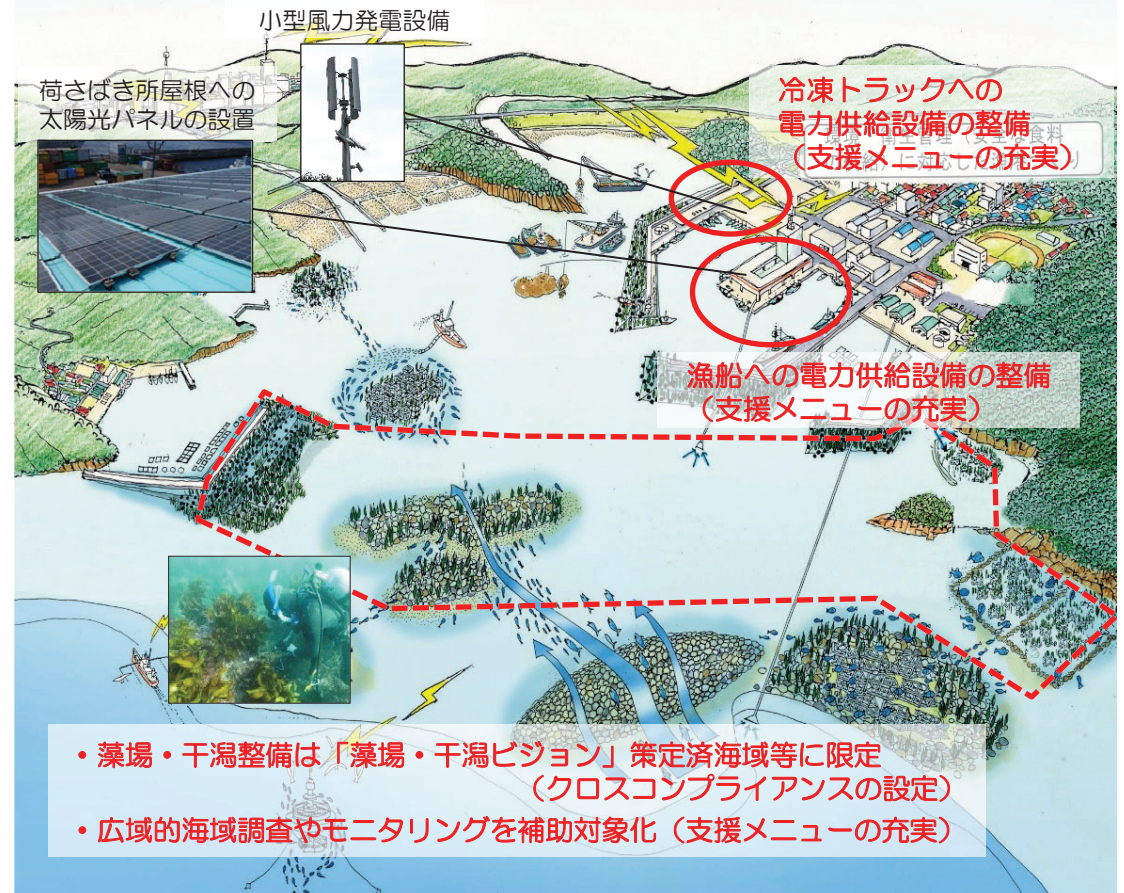
## <拡充の内容>

防災・減災、長寿命化対策等を除き、水産基盤整備事業の実施に当たっては、持続的な水産物の生産体制の構築（※）を求めるほか、以下の内容について支援メニューを拡充

- 漁港に係留中の漁船や冷凍トラック等に対する電力供給設備を補助対象化
- 効果的な藻場・干潟保全対策の実施に必要な広域的な藻場・干潟調査、モニタリングの実施を補助対象化（藻場・干潟の整備は、「藻場・干潟ビジョン」（ハード・ソフト連携による藻場・干潟の保全計画）策定済み等の海域など、ソフト対策と連携して保全・創造に取り組む地区を対象を限る。）
- 事業実施主体：国、都道府県、市町村、水産業協同組合
- 補助率：既存事業と同様（1/2等）

持続可能な水産物生産体制を構築する水産基盤の展開イメージ

※赤字拡充内容



- ・ 藻場・干潟整備は「藻場・干潟ビジョン」策定済海域等に限定（クロスコンプライアンスの設定）
- ・ 広域的な海域調査やモニタリングを補助対象化（支援メニューの充実）

（※）水産基盤整備事業の実施に当たっては、水産資源管理の取組との連携、施工時のCO<sub>2</sub>削減に資する工法の採用、維持管理における環境負荷の削減（再生可能エネルギーの導入等）など持続的な生産体制の構築を求める（防災・減災対策や長寿命化対策を除く）